

議案第 2 号

桐生市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部
を改正する条例案

桐生市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 21 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例

桐生市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例(令和2年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「社会教育」の次に「並びに新里地区及び黒保根地区における社会教育」を、「廃止に関すること」の次に「(図書館に関することを除く。)」を加え、本則第2号中「並びに新里地区及び黒保根地区における社会体育」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会が行った処分その他の行為又は現に教育委員会に対してされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後においては、市長が行った処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和35年桐生市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中「という。)」の次に「(桐生市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例(令和2年桐生市条例第2号)第1号に規定する地区の公民館については市長)」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

(読替規程)

第13条 市長が管理する公民館における第4条、第6条から第8条まで、第11条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(桐生市立新里郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 桐生市立新里郷土資料館の設置及び管理に関する条例(平成17年桐生市条例第106号)の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第9条とする。

(桐生市立新里郷土文化保存伝習館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 桐生市立新里郷土文化保存伝習館の設置及び管理に関する条例(平成17年桐生市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第9条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3号中「教育委員会において」を「市長が」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第12条とする。

(桐生市新里町教育賞基金条例の一部改正)

第6条 桐生市新里町教育賞基金条例(平成17年桐生市条例第102号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(桐生市新里町今泉文庫基金条例の一部改正)

第7条 桐生市新里町今泉文庫基金条例(平成17年桐生市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(桐生市立黒保根歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 桐生市立黒保根歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例(平成17年桐生市条例第105号)の一部を次のように改正する。

第4条中「桐生市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第5条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第6条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和44年桐生市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第12条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第18条を削る。

議 案 説 明

議案第 2 号 桐生市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部
を改正する条例案

組織機構改革を実施するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」
第 23 条第 1 項の規定に基づき、教育に関する事務の職務権限の特例について、
所要の改正を行おうとするものです。